

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人大道寺慶三の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であるから、明らかに刑訴四〇五条に当らないし、また、本件では同四一一条の職権発動を為すべきものとも思われない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二五年一一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齋	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	岩	松	三	郎